

秋田県立男鹿海洋高等学校 生徒心得

(生活の目標)

第1条 生徒は次の各項を厳守して、本校生徒としての品位を傷つけるような行為のないよう努力しなければならない。

(校内での礼儀)

第2条 校内での礼儀については、次のとおりである。

- (1)職員・来賓に出会ったときは、礼を欠くことのないように心がける。
- (2)生活態度・言葉遣いは特に注意し、品位を失わないように心がける。
- (3)授業開始のチャイムが鳴る前に着席し、学習の準備をする。また、授業の始めと終わりにはチャイムを合図に全員起立をしてあいさつを行う。
- (4)集合のときは敏速に行動し、私語を慎しみ秩序を乱さないようにする。
- (5)遅刻・早退などで授業中教室に出入りするときは、静粛を乱さぬようにするとともに、必ず教科担任に許可を得る。
- (6)欠席・欠課・遅刻・早退の場合は、遅滞なく学級担任等に連絡する。
- (7)校舎内外の環境美化に努め、教室内等の私物の整理整頓には常に留意する。
- (8)校舎内外の備品は丁寧に扱う。もし誤って破損した場合は、届け出ること。
- (9)学習上不必要なものは持参してはならない。
- (10)所持品の紛失・遺失あるいは拾得物があった場合は、担当職員に届け出ること。
- (11)金銭の貸借はしてはならない。

(校外での礼儀)

第3条 校外での礼儀については、次のとおりである。

- (1)常に高校生としての品位をわきまえ規範意識をもって行動する。
- (2)交通ルールを守り、自分や周囲の人の安全に留意する。
- (3)高校生としてふさわしくない場所へ出入りしてはならない。
- (4)夜間はみだりに外出してはならない。
- (5)校外生活において事故が生じた場合は、速やかに学校に連絡する。
- (6)家族以外の自動車・バイクへの同乗は原則禁止する。

(登下校)

第4条 登下校については、次のとおりである。

- (1)SHR実施前までに教室へ入る。
- (2)通学途中において、公衆道徳を守り、高校生としての品位ある態度を失わない。
- (3)登校後、勝手に校外に出ない。やむを得ず校外に出る場合は学級担任又は関係職員の許可を受ける。
- (4)部活動等を除き、放課後はすみやかに下校する。居残る場合は、学級担任又は関係職員に理由を告げ許可を受ける。

(服装)

第5条 登下校の際は、学校指定の制服を着用する。

2 基準は別に定める。

(身だしなみ)

第6条 高校生らしい頭髪とし、必要のない装飾をしてはならない。

2 基準は別に定める。

(異装)

第7条 特別な事情により異装をする場合は、許可願を提出し、学校の許可を受ける。

(試験)

第8条 試験において不正行為があったと認められた者は、懲戒の対象とする。

(団体・集会・印刷物・刊行物)

第9条 団体・集会・印刷物・刊行物については、次のとおりである。

- (1)団体を組織し、又は集会を催す場合は、あらかじめ目的・日時・場所を記して学校の許可を受ける。
- (2)校内外で印刷物などの発行・配布・観覧、又は広告を掲示しようとする場合は、あらかじめその内容を明らかにし学校の許可を受ける。
- (3)校外の団体などに加入しようとする場合は学校の許可を受ける。

(スマートフォン・携帯電話等)

第10条 スマートフォン・携帯電話等については、次のとおりである。

- (1)校外においては、マナーをわきまえて正しく使う。
- (2)列車内や病院など、公共の場所での使用マナーを守る。
- (3)登校後は学校に預け、校内での使用は原則禁止する。

- (4)有害なサイトは利用してはならない。
- (5)書き込み等による誹謗中傷行為をした場合は、懲戒の対象とする。

(交通安全)

第11条 本校生徒としての本分をよく自覚し、交通法規及び交通道德を遵守し交通安全に努める。

- 2 交通機関を利用するときは、他の乗客の迷惑になる行為及び定期券の不正使用等不正行為をしてはならない。
- 3 自転車については、次のとおりである。
 - (1)通学に使用する場合は、指定のステッカーを貼る。
 - (2)交通ルールを守り、二人乗りや並走をしてはならない。
 - (3)車体への必要のない加工や改造をしてはならない。
 - (4)夕方以降は、灯火を点灯して運転する。
 - (5)冬季に指定する一定期間は運転してはならない。
- 4 バイクについては、次のとおりである。
 - (1)バイクの運転免許証の取得は禁止する。
- 5 自動車学校入校及び免許取得等については、次のとおりである。
 - (1)自動車学校へ入校し、自動車運転免許証を取得しようとする者は、保護者又は保証人連署の許可願を提出し、許可を受ける。
 - (2)自動車免許証取得のため自動車学校へ入校できるのは、3年生の2学期以降とする。
 - (3)自動車運転免許証を取得した場合は、保護者又は保証人の責任のもとで管理する。
 - (4)過去に交通関係で指導を受けた者に対しては、入校許可を遅らせることがある。

(アルバイト)

第12条 アルバイトについては、次のとおりである。

- (1)特別な場合を除き、長期休業中以外は禁止とする。
- (2)保護者又は保証人の責任のもとに学年の同意を得てから、アルバイト許可願に金銭の使途など、目的を明瞭に記入し、生徒指導部に提出し許可を受ける。
- (3)学業を最優先し、学校行事、臨時の出校日、指導や補習等の際には必ず出校する。
- (4)次の事項に該当する場合は原則許可しない。
 - ①学業不振、授業態度や整容を含む学校生活上問題がある場合
 - ②懲戒処分解除の日から、6ヶ月を経過していない場合
 - ③就業時間が8時間を超える場合や、帰宅時間が午後9時を超える場合
 - ④酒類の提供を主とする飲食店や、勤務内容が接待行為にあたる場合
 - ⑤その他、高校生としてふさわしくないとされる業種の場合
- (5)許可後に上記内容等に該当した場合は、許可を取り消す。
- (6)無許可アルバイトは懲戒の対象とする。
- (7)特別な場合については、審議して決定する。

(旅行)

第13条 旅行(宿泊を伴う)をする場合は、原則として「旅行届」を提出する。

- 2 原則として保護者又は保証人の監督下で旅行する。

(禁止事項)

第14条 懲戒処分等の対象については、次のとおりである。

- (1)器物損壊
 - (2)不健全娯楽場への入店
 - (3)深夜徘徊、無断外泊、家出
 - (4)バイク、四輪の無断免許取得及び運転、同乗
 - (5)飲酒喫煙、薬物乱用
 - (6)窃盗、万引き、占有離脱物横領
 - (7)いじめ、暴力行為、威圧行為、恐喝、金品強要
 - (8)性に関する問題行動
 - (9)授業妨害、迷惑行為、教職員に対する暴言
 - (10)誹謗中傷、他人の画像の無断掲載
 - (11)無許可アルバイト
 - (12)その他、問題行動及び不適切行動等
- ※ 飲酒、喫煙、薬物乱用等の同席、いじめ、暴力行為、威圧行為、恐喝等の傍観も懲戒処分となり得る。

服装基準 (男子制服)

制服着用基準	冬季制服期間					夏季制服期間				
	男子上着 【正装】	長袖シャツ 【正装】	冬スラックス 【正装】	セーター 【オプション】	学年章 【正装】		半袖ポロシャツ 【正装】	夏スラックス 【正装】	夏二つベスト 【オプション】	ベルト 【正装】
正装時	<p>冬服着用の場合、寒いときはセーターやベストを内側に着用すること。 通学時の基本は、制服上下であり、セーターやベストだけの通学を禁止とする。 寒いときは袖先順位を間違えないようにすること。【制服】2ベスト・セーター（防凍着） 制服の上着を着せず、パーカーやジャンパーだけで通学することは禁止とする。 雨天・降雪時のカッパやウインドブレーカー・防凍着の着用を認める。</p> <p>★(注意1)通学時は、必ず学生服上着を着用すること。セーター・シャツのみの通学は禁止する。 ★(注意2)校内では学生服上着を脱いで生活は許可する。 ★(注意3)体型に合ったサイズを着用する。(体型に合わない上着の着用、スラックスを下げての履パンは禁止する) ★(注意4)上着、左胸に学年章をつける。(入学後、学校お渡し) ★(注意5)セーターを着用する場合は男鹿海洋高校規定品(校章マーク付)以外は認めない。 ★(注意6)セーターを着用する場合は上着からはみ出ず、体型に合ったサイズを着用する。</p>					<p>正装時</p> <p>夏下校時の夏服着用の場合は、寒いときは冬服（制服）の着用を認める。 また、冬服以外では、寒い場合はベスト・セーターの着用を認める。 セーター着用時に、寒い場合は裾ぐんぐんの対応をすること（エアコンに頼らない） パーカーやジャンパーなどを着用しないこと 雨天時のカッパやウインドブレーカーは、雨具としての着用を認める。</p> <p>※長袖は専修購入</p> <p>★(注意1)半袖ポロシャツはスラックスから出ている専用は認めない。 ★(注意2)夏スラックスは男鹿海洋高校規定品(校章マーク付)以外の着用は認めない。 ★(注意3)夏二つベストは男鹿海洋高校規定品(校章マーク付)以外の着用は認めない。 ★(注意4)ベルトは男鹿海洋高校規定品以外は認めない。</p>				

(女子制服)

制服着用基準	冬季制服期間					夏季制服期間						
	ブレザー 【正装】	長袖シャツ 【正装】	スカート 【正装】	冬スラックス 【正装】	セーター 【オプション】	学年章 【正装】	リボン 【正装】	半袖ポロシャツ 【正装】	夏スカート 【正装】	夏スラックス 【オプション】	夏二つベスト 【オプション】	ベルト 【正装】
正装時	<p>冬服着用の場合、寒いときはセーターやベストを内側に着用すること。 通学時の基本は、制服上下であり、セーターやベストだけの通学を禁止とする。 寒いときは袖先順位を間違えないようにすること。【制服】2ベスト・セーター（防凍着） 制服の上着を着せず、パーカーやジャンパーだけで通学することは禁止とする。 雨天・降雪時のカッパやウインドブレーカー・防凍着の着用を認める。</p> <p>★(注意1)通学時は、必ずブレザー上着を着用すること。セーター・シャツのみの通学は禁止する。 ★(注意2)スカート式の服装は履かせる種類とする。 ★(注意3)体型に合ったサイズを着用する。(体型に合わない上着の着用、スカートの折り曲げは認めない) ★(注意4)上着左側に学年章をつける。(入学後、学校お渡し) ★(注意5)セーターを着用する場合は男鹿海洋高校規定品(校章マーク付)以外は認めない。 ★(注意6)セーターを着用する場合は上着からはみ出ず、体型に合ったサイズを着用する。 ★(注意7)冬季制服着用期間はリボンを装着する。</p>					<p>正装時</p> <p>夏服着用の場合、寒いときは冬服（制服）を着用すること。 冬服着用時も、寒い場合は、セーターの着用を認める。 セーター着用時に、寒い場合は裾ぐんぐんの対応をすること（エアコンに頼らない） パーカーやジャンパーなどを着用しないこと 雨天時のカッパやウインドブレーカーは、雨具としての着用を認める。</p> <p>※長袖は専修購入</p> <p>★(注意1)半袖ポロシャツはスカートから出ている専用は認めない。 ★(注意2)夏スカートは男鹿海洋高校規定品(校章マーク付)以外の着用は認めない。 ★(注意3)夏二つベストは男鹿海洋高校規定品(校章マーク付)以外の着用は認めない。 ★(注意4)ハイソックスは学校推奨品であるが、推奨品以外は紺色でソックスまで認める。</p>						

頭髪基準

【頭髪】 髪色を変えないこと

前髪：目にかからない

横髪：耳にかからない

もみあげ：耳たぶにかからない

後髪：襟にかからない

前髪：目にかからない
(お辞儀をしても)

髪留：ヘアピンは、
アメリカヘアピン(黒)等
ヘアゴムなどは、
黒・紺・茶とする。

後髪：髪の長さが、肩の
ラインを超える場合、
結ぶこと。
ハーフアップ可。

男子頭髪	前 髪：目にかからない。 もみあげ：耳の下までを限界とする。 横 髪：髪を下ろしたときに、耳にかからない。 後 髪：あごを引いた状態で、襟にかからない。 そ の 他：整髪料等で髪を固めない。ピン留め等で髪を留めない。
女子頭髪	前 髪：目にかからないようにピンで留める。(派手なものは禁止) 後 髪：長い髪は、束ねる。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート：ひざにかかるようにする。 ・ピアス、化粧、カラコン等はしない。 ・ズボンのベルトは、きちんとした位置にする。 ・セーターは袖や裾からはみ出るようなだらしない着用を認めない。 ・ニットシャツの下に、派手な色、柄のTシャツなどを着ない。